

長岡市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成31年3月

通学路の安全対策に関する連絡協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

この関係機関連携による取組により、一定の成果が得られたことから、平成25年度からは、関係機関とともに「通学路の安全対策実施のための事務システム」を構築し、継続的な取組としてスタートしています。

さらに本取組の推進を図るため、この度「**長岡市通学路交通安全プログラム**」を策定し、平成26年度からは、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童が安心して通学できる歩行空間の確保を実現していきます。

2 通学路の安全対策に関する連絡協議会

緊急合同点検で培った連携体制を有効に活用して、通学路の安全対策実施のための事務システム構築時に組織した「通学路の安全対策に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を継続設置します。

連絡協議会では、「小学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に変換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

なお、本プログラムは、連絡協議会で議論し、策定しました。

(1)構成機関

国土交通省

- ・長岡国道事務所管理第2課交通対策係

新潟県（長岡地域振興局）

- ・地域整備部維持管理課
- ・与板維持管理事務所維持管理課
- ・小千谷維持管理事務所維持管理課

警察

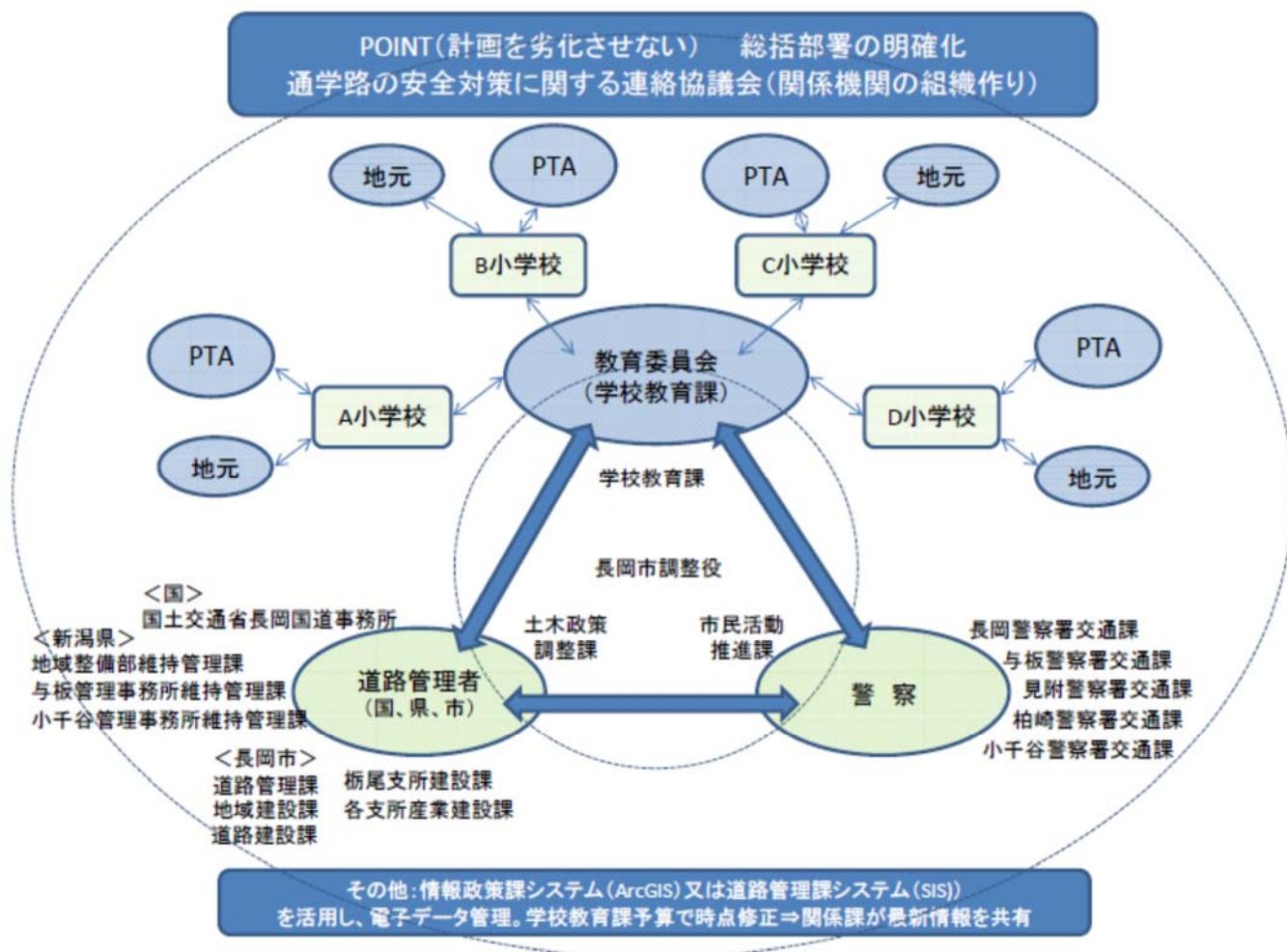
- ・長岡警察署交通課・与板警察署交通課
- ・見附警察署交通課・柏崎警察署交通課
- ・小千谷警察署交通課

長岡市

- ・教育委員会学校教育課
- ・土木政策調整課・道路管理課・道路建設課・地域建設課・市民活動推進課
- ・栃尾支所建設課・各支所（栃尾地域除く）産業建設課

※各小学校、PTA及び地元の調整は長岡市教育委員会学校教育課が窓口となる。

- (2) 連絡協議会は構成機関の課長及び実務担当で構成し、議長は長岡市学校教育課長が努める。
- (3) 議長は必要に応じ、連絡協議会を招集する。
- (4) 連絡協議会事務局は長岡市教育委員会学校教育課に置く。

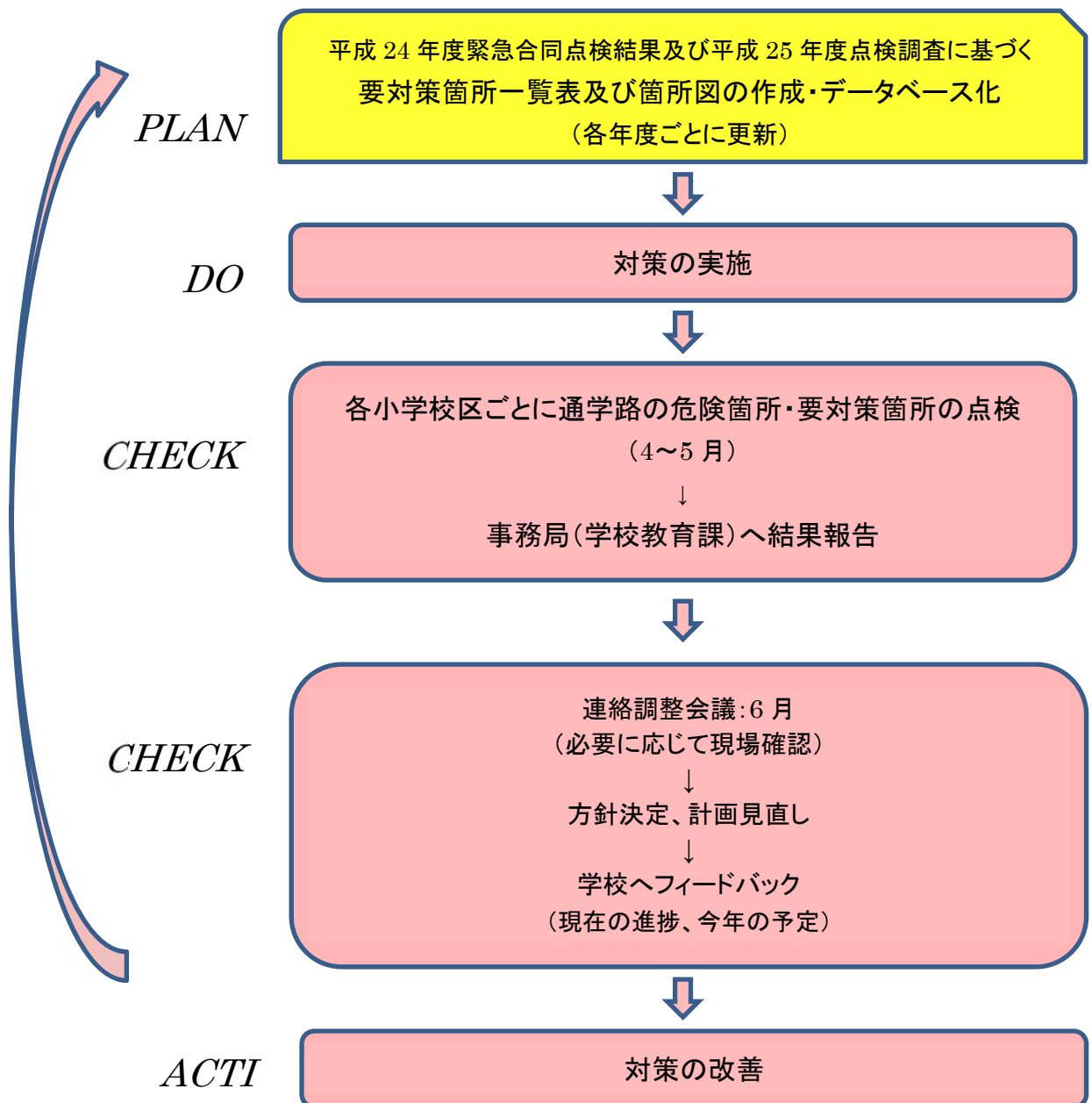


3 取組方針

継続的な通学路の安全確保を推進するため、PDCAサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施して、さらなる安全度の向上を図ります。

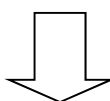
また、平成25年度に構築した「通学路の安全対策実施のための事務システム」により小学校の通学路の安全対策を計画的かつ迅速に行い、児童の安全な登下校を実現します。

(1) 通学路安全確保のためのPDCAサイクル

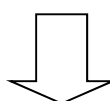


(2) 通学路の安全対策実施のための事務システムの流れ

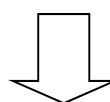
<p>① 各小学校による通学路点検 (4月～5月)</p>	<ul style="list-style-type: none">●各小学校はセーフティリーダー、セーフティパトロール、PTAなどと協力して通学路の点検を行う。●各小学校は点検結果を事務局に報告する。(報告様式は別紙1及び別紙2を使用する)●事務局は報告結果を一覧表に取りまとめ、連絡協議会構成機関へ送付する。
-----------------------------------	--



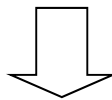
<p>② 第1回連絡協議会の開催 《要望箇所の確認》 (6月頃)</p>	<ul style="list-style-type: none">●一覧表をもとに事業主体を確認するとともに、対策案、対策実施の時期及び優先順位などについて協議し、情報共有を図る。●各小学校以外からの要望について確認する。※要望の量、内容等を勘案し、警察署管内ごとの連絡協議会の開催や、学校・PTAをまじえた合同点検を実施する場合もある。
--	--



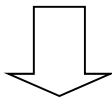
<p>③ 各機関で対策実施</p>	<ul style="list-style-type: none">●前年度の要望箇所は4月から実施する。当年度の要望箇所は、対応可能な範囲で実施する。●各小学校への説明会資料(実施状況、実施できない理由など)を整理し、事務局へ報告する。●事務局は説明会資料を取りまとめる。
-------------------	---



<p>④ 各小学校への説明 (8月下旬頃)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要望に対する方針を各小学校に説明する。 ・要望に対する見解 ・対策内容 ・実施状況など ●原則、警察署管内ごと開催する。
-------------------------------	---



<p>⑤ 第2回連絡協議会 《進捗状況の確認》 (2月上旬頃)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対策の実施状況を報告し、情報共有を図る。 ・実施箇所 ・未実施箇所及び理由など
---	--



<p>⑥ 各小学校への実施報告 (2月下旬頃)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回連絡協議会実施状況を各構成機関で取りまとめ、事務局へ報告する。 ●事務局は各構成機関の状況を報告書として取りまとめ、各小学校、町内会長へ送付する。 ●各小学校はセーフティリーダー、セーフティパトロール、PTAなどへ状況を報告する。 ●報告書の送付を原則とするが、必要に応じて説明会を開催する。
---------------------------------	---

4 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童が集団登校で使用する道路及び小学校が指定する通学路を原則とします。

5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、連絡協議会で検討の上、小学校ごとに一覧表を作成し、準備でき次第、本プログラムとともに長岡市のホームページなどで公表します。